

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員等を定める規則の一部を改正する規則
- 児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

### 【告示】

- 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請
  - 指定居宅サービス等の事業の廃止
  - 保安林の指定予定
  - 保安林の解除予定
  - 土地収用法に基づく事業の認定
  - 道路の区域変更
  - 道路の供用開始
- 【公告】
- 種畜証明書の書換交付
  - 道路の位置の指定
  - 開発許可を受けた開発行為に関する工事

人事課

子ども家庭課

環境管理課

指導監査室

治山課

監理課

道路整備課

畜産課

建築指導課

の完了

”

- 落札者等の決定

### 【企業局】

- 岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

（県例規集登載）

### 【労働委員会】

- 岡山県労働委員会あつせん員候補者

労働委員会

警察本部会計課

総務企画課

◎岡山県規則第十四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員等を定める規則（平成二十八年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

◎岡山県規則第十五号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法等施行細則（昭和二十七年岡山県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（要保護児童に係る通告の処理）

**第四条** 児童相談所長又は県民局長は、法第二十五条第一項の規定による通告に係る要保護児童の住所地又は居所地が他の児童相談所、県民局又は市町村の管轄に属するときは、知事が別に定める児童記録通知書により、当該住所地又は居所地を管轄する児童相談所長、県民局長又は市町村長に通知しなければならない。

第五条第二項中「児童又は」を削る。

第六条中「児童措置通知書（様式第九号）を送付し、次により処理し」を「知事が別に定める児童措置通知書を送付し」に改め、同条各号を削り、同条に次の三項を加える。

2 児童相談所長は、前項の措置が児童又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる措置であるときは、知事が別に定める児童指導措置通知書により、当該児童又はその保護者の住所地を管轄する県民局長又は市町村長に通知しなければならない。

3 児童相談所長は、第一項の措置が児童又はその保護者を児童委員に指導させる措置であるとき又は市町村、児童家庭支援センター、障害者等相談支援事業を行う者若しくは法第二十六条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させる措置であるときは、知事が別に定める児童指導措置通知書により、当該措置を行う児童委員又は市町村長、児童家庭支援センターの長、障害者等相談支援事業を行う者若しくは同号に規定する厚生労働省令で定める者に通知しなければならない。

4 児童相談所長は、第一項の措置が児童を児童福祉施設に入所させる措置であるとき又は児童を小規模住居型児童養育事業を行う者、里親若しくは指定発達支援医療機関に委託する措置であるときは、知事が別に定める児童委託書により、当該児童を入所させる児童福祉施設の長又は当該児童を委託する小規模住居型児童養育事業を行う

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

者、里親若しくは指定発達支援医療機関の長に通知しなければならない。

第七条第六号を次のように改める。

六 削除

第七条第八号を次のように改める。

八 削除

第七条第十六号を次のように改める。

十六 削除

第九条中「第八項又は第九項」を「第十項又は第十一項」に、「児童等一時保護通知書（様式第二十八号）」を「知事が別に定める児童等一時保護通知書」に改める。

第十六条第四項中「第八項又は第九項」を「第十項又は第十一項」に改める。

様式第二十号の二裏（及び様式第二十一号裏）中「2～5」を「2～8」に改める。

様式第二号から様式第六号までを次のように改める。

様式第2号から様式第6号まで 削除

様式第九号から様式第十七号までを次のように改める。

様式第9号から様式第17号まで 削除

様式第十九号の五を次のように改める。

様式第19号の5 削除

様式第十九号の七を次のように改める。

様式第19号の7 削除

様式第二十一号の四を次のように改める。

様式第21号の4 削除

様式第二十七号中「（同居人にあつては、同項第1号を除く。）」を削る。

様式第二十八号を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の児童福祉法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

## ◎岡山県告示第百二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- |     |                 |
|-----|-----------------|
| 名 称 | アサヒグループ食品株式会社   |
| 住 所 | 東京都渋谷区恵比寿南2-4-1 |
| 氏 名 | 代表取締役社長 尚山 勝男   |
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- |     |                          |
|-----|--------------------------|
| 名 称 | アサヒグループ食品株式会社岡山工場 第1プラント |
| 所在地 | 浅口郡里庄町里見4215番地           |

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 No. 45		4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 No. 46～48		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 No. 49		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 No. 50		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 No. 51	
能	力	600kg/h		240L/回		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後1日後		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間		同左		連続5時間		同左		連続15時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	4	8	4	6	2	4	2	4	6	12
	p H	5～8	5～8	同左		同左	同左	同左	同左	同左	同左
	B O D (mg/L)	2,000	3,000	3,150	4,500						
	C O D (mg/L)	700	1,000	1,260	2,000						
	S S (mg/L)	300	500	100	150						
	油 分 (mg/L)	20	30	80	150						
	T - N (mg/L)	300	500	1,000	1,500						
T - P (mg/L)	100	150	同左								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	3-ホ 水産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 No. 52		3-ホ 水産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 No. 53		2-ハ 畜産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 No. 54, 55		3-ホ 水産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 No. 56		2-ハ 畜産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 No. 57	
能	力	240 L / 回		600 L / 回		同左		同左		310 L / 回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後1日後		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続15時間		同左		同左		同左		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	6	12	4	7	5	10	5	10	12	21
	p H	5~8	5~8	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	3,150	4,500								
	C O D (mg/L)	1,260	2,000								
	S S (mg/L)	100	150								
	油 分 (mg/L)	80	150								
	T - N (mg/L)	1,000	1,500								
T - P (mg/L)	100	150									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

区	分	新 設		新 設		新 設		廃 止		廃 止	
種	類	3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 No. 58		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 No. 59, 60		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 No. 61		4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 No. 12		4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 No. 13, 14	
能	力	2,000 L/回		1,000 L/回		同左		240 L/回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		-		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後直ちに		同左		同左		-		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後1日後		同左		同左		-		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		連続8時間		連続5時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	12	21	6	12	6	12	4	6	2	4
	p H	5~8	5~8	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	3,150	4,500								
	C O D (mg/L)	1,260	2,000								
	S S (mg/L)	100	150								
	油 分 (mg/L)	80	150								
	T - N (mg/L)	1,000	1,500								
T - P (mg/L)	100	150									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

区	分	廃止		廃止		廃止		廃止		廃止	
種	類	4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 No. 16, 17		4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 No. 22		4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 No. 23		4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 No. 24		4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する湯煮施設 No. 27~29	
能	力	240 L / 回		600 L / 回		500 L / 回		600 L / 回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続15時間		連続 8 時間		同左		連続15時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	6	12	4	6	4	6	4	7	5	10
	p H	5~8	5~8	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	3,150	4,500								
	C O D (mg/L)	1,260	2,000								
	S S (mg/L)	100	150								
	油 分 (mg/L)	80	150								
	T - N (mg/L)	1,000	1,500								
T - P (mg/L)	100	150									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

区	分	廃止		廃止		廃止		廃止	
種	類	5-ハ みそ、しょう油、食用 アミノ酸、グルタミン 酸ソーダ、ソース又は 食酢の製造業の用に供 する湯煮施設 No. 33, 34		4-ニ 野菜又は果実を原料と する保存食品製造業の 用に供する湯煮施設 No. 35		4-ニ 野菜又は果実を原料と する保存食品製造業の 用に供する湯煮施設 No. 37		4-ニ 野菜又は果実を原料と する保存食品製造業の 用に供する湯煮施設 No. 42~44	
能	力	3,000 L / 回		310 L / 回		2,000 L / 回		1,000 L / 回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続5時間		連続24時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2	4	12	21	12	21	6	12
	p H	5~8	5~8	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	3,150	4,500						
	C O D (mg/L)	1,260	2,000						
	S S (mg/L)	100	150						
	油 分 (mg/L)	-	-	80	150	同左		同左	
	T - N (mg/L)	1,000	1,500	同左					
T - P (mg/L)	100	150							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	No. 1				同左				
種 類	活性汚泥法				同左				
構 造	鉄筋コンクリート				同左				
主 要 寸 法	L 40, 125×W18, 100×H6, 500 (mm)				同左				
能 力	最大579m <sup>3</sup> /日				同左				
処 理 の 方 法	活性汚泥法、膜分離活性汚泥法				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				-				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				-				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				連続24時間				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	383	500	410	550	同左			
	p H	5～8	5～8	5.8～8.6	5.8～8.6				
	BOD (mg/L)	2,268	3,186	19.8	29.1	2,268	3,186	2.0	7.0
	COD (mg/L)	977	1,378	52.2	65.3	977	1,378	5.0	20
	S S (mg/L)	147	247	31.4	50.0	147	247	5.0	9.0
	油 分 (mg/L)	46	94	6.2	9.1	46	94	5.0	9.0
	T-N (mg/L)	516	750	23.0	32.0	516	750	2.5	32.0
	T-P (mg/L)	75	107	5.7	8.4	75	107	1.5	5.0
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数	3,000以下	3,000以下	同左				

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

## (5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	330	450	同左	
p H	5.8~8.6	5.8~8.6		
BOD (mg/L)	19.8	29.1	2.0	7.0
COD (mg/L)	52.2	65.3	5.0	20.0
S S (mg/L)	31.4	50.0	5.0	9.0
油分 (mg/L)	6.2	9.1	5.0	9.0
T-N (mg/L)	23.0	32.0	2.5	32.0
T-P (mg/L)	5.7	8.4	1.5	5.0
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	3,000以下	3,000以下	同左	

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和2年3月6日から同月20日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

## ◎岡山県告示第百三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年三月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ショートステイ ルック矢掛の郷

#### 2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二六六九一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社矢掛の郷

#### 2 所在地

岡山県倉敷市昭和一丁目二番二二号

### 三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年二月二十七日

### 四 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇四六〇

### 五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

## ◎岡山県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和二年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 保安林予定森林の所在場所

美作市馬形字湯ノ岨六〇三、字藤波奥六〇四、六〇六、六一八、六二〇、六二一、六二三、六二五、六二七、六三〇、七三七、七三九から七四二まで、七四六、七四七、字小屋坂六〇八、字宗田畑六一〇、六一一、六一二の一、六一四、六一五、六一七、字ミコ畑六一九、字ウバ坂六二九、字向六三五の一、六三五の二、字藤波七二五、七三六、字琵琶ノ尾七二九、字城ノウ子七四三、字ヌク谷七四四、字岨ノ前七四五

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字藤波奥六二〇、六二五、六二七、六三〇、字ミコ畑六一九、字ウバ坂六二九、字向六三五の一、字琵琶ノ尾七二九

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

## ◎岡山県告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和二年三月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 解除予定保安林の所在場所

真庭市月田字林ヶ峪六六七〇の四、六六七〇の五

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 解除の理由

道路用地とするため

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

## ◎岡山県告示第百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和二年三月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 起業者の名称

総社市

### 二 事業の種類

総社市中央公民館池田分館移転新築事業

### 三 起業地

1 収用の部分 岡山県総社市見延字小松原及び字中河原地内

2 使用の部分 なし

### 四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

総社市中央公民館池田分館移転新築事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号に掲げる「社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館」及び法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である総社市は、本件事業を第二次総社市総合計画に基づき、「公民館活動及び生涯学習の推進」「公共施設の耐震化」のため実施するものであり、また、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、現在、耐震化及びユニバーサルデザインを導入していない総社市中央公民館池田分館を耐震基準を満たし、かつ、ユニバーサルデザインを備えた施設として新たに整備することから生涯学習の推進に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①事業に必要な面積が確保され造成が容易

であること、②小学校、幼稚園等の公共的な施設が集中する地区であること、③騒音が少ない等、公共施設の設置にふさわしい場所であること、④既存敷地と一体利用が可能で、かつ、経済性に優れていることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本事業の施行により失われる利益については、本事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっておらず、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本事業地内の土地には文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)における周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本事業については、施設を耐震化するものであり、事業を計画している地域の住民からその実現に対する要望が強く、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

1から4までに述べたように、本事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

総社市文化スポーツ部生涯学習課

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

◎岡山県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 馬形美作線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
美作市田殿字才ノ門二八四二番四地先から	美作市田殿字才ノ門二八四二番四地先から	新	七・二〇	五七・〇
美作市田殿字才ノ門二八三七番一地先まで	美作市田殿字才ノ門二八三七番一地先まで	旧	三・一〇 七・五	四七・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行方勝田線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

<p>勝田郡奈義町西原字荒関七七番一地先から 勝田郡奈義町西原字森ノ木九九五番二地 先を経て 勝田郡奈義町西原字梅ヶ坪九九二番一 地先まで</p>	<p>勝田郡奈義町西原字荒関七七番一地先から 勝田郡奈義町西原字梅ヶ坪九九二番一 地先まで</p>	<p>勝田郡奈義町西原字荒関七七番一地先から 勝田郡奈義町西原字森ノ木九九五番二地 先を経て 勝田郡奈義町西原字梅ヶ坪九九二番一 地先まで</p>	
旧		新	別
<p>九・五〇 二四・〇</p>	<p>七・八〇 二五・五</p>	<p>九・五〇 二四・〇</p>	(メートル)
<p>一五四・〇</p>	<p>一七一・〇</p>	<p>一五四・〇</p>	(メートル)

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

## ◎岡山県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	馬形美作線	美作市田殿字才ノ門二八四二番四地先から 美作市田殿字才ノ門二八三七番一地先まで	令和二年三月六日

〔六八〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

令和二年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11363160288	種畜の名前の変更	光隆彦	未子論3043
11363160288	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11363160516	種畜の名前の変更	増照重	増石3055
11363160516	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

〔六九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇三四号 令和二年二月二十 七日	井原市高屋町三丁目二〇番一九	四・〇〇	二五・五六

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

〔七〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字下村一五三八―三、一五三八―五、一五四六―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音柿木八二九グリーンウッドA二〇二

辻原 純

三 許可番号

岡山県指令建指第三一五号

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

〔七一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字北沖五二〇一、五二〇一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市安江一九五一一〇

楫 英二

三 許可番号

岡山県指令建指第二八〇号

# 令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

〔七二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

岡山県警察通信指令システム機器 一式

二 借入期間

令和二年十月一日から令和十年二月二十九日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部地域部通信指令課

岡山市北区伊福町一丁目八番一五号

四 落札者を決定した日

令和二年二月二十日

五 落札者の名称及び住所

東京センチュリー株式会社

東京都千代田区神田練塀町三番地

六 落札金額

一月当たり一四、二四〇、六〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一、二九四、六〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和二年一月七日

◎岡山県企業管理規程第三号

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月六日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

岡山県企業局財務規程（昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「経費で」を「もの又は所定の納付書により支払をしなければならぬもので」に改め、同号を同項第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

第四十三条第三項中「第四十条第一項第十号及び第十三号」を「第四十条第一項第九号及び第十二号」に改め、同条第四項第四号中「報酬及び賃金」を「及び報酬」に改める。  
別表第二の工業用水道事業勘定科目表の費用の表中

<p>手当 賃金</p>	<p>扶養手当，地域手当，通勤手当，時間外勤務手当，期末手当，勤勉手当等をいう。 臨時職員に対する賃金をいう。</p>	<p>を</p>
<p>手当</p>	<p>扶養手当，地域手当，通勤手当，時間外勤務手当，期末手当，勤勉手当等をいう。</p>	<p>に改め、</p>
<p>手当 賃金</p>	<p></p>	<p>を</p>
<p>手当</p>	<p></p>	<p>に改め、同表の工業</p>

水道事業勘定科目表の資産の表の注 建設仮勘定整理科目表の表中

	雑給	技術関係及び事務関係の非常勤職員に支払う人件費を整理する。	
	賃金	技術関係及び事務関係の臨時職員に対する賃金を整理する。	
	雑給	技術関係及び事務関係の非常勤職員に支払う人件費を整理する。	この給を。
別表第三の電気事業勘定科目表の費用の表中			
	厚生福利費	保健費，厚生施設費，文化体育費及び職員厚生補助金をいう。	を
	賃金	臨時職員に対する賃金をいう。	
	厚生福利費	保健費，厚生施設費，文化体育費及び職員厚生補助金をいう。	この給を。
	厚生福利費		
	賃金		を



令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

◎岡山県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和二年三月六日

岡山県労働委員会  
会長 鷹 取 司

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

区分	氏名	職業（又は前職）	委嘱の日付	労働委員会			
				公益委員		労働者委員	
	鷹取 司	弁護士	平成30年11月28日	阪口 林	古林 久和	金澤 稔	檜本 博美
	西田 和弘	岡山大学大学院法務研究科教授	〃	福島 航	岡山県平和・人権・環境労組会議 事務局長	連合岡山会長	日本郵政グループ労働組合岡山連絡 協議会事務局長
	妻鹿 安希子	弁護士	〃	濱田 陽子	岡山大学法学部准教授	〃	〃
	大森 智子	〃	令和2年2月13日	〃	〃	〃	〃

令和2年3月6日 岡山県公報 第12174号

事務局職員	使用員				
	小野敏行	梶原康彦	横山圭介		
事務局職員	新堂俊文	岡崎雅彦	脇本靖	岡山県労働委員会事務局総括参事	平成30年4月12日
				岡山県労働委員会事務局次長	〃
				岡山県労働委員会事務局長	平成31年4月11日
				株式会社フジワラテクノアート 代表取締役社長	〃
			株式会社イシダ代表取締役	〃	〃
			横山石油株式会社代表取締役社長	〃	〃
			石田敦志	〃	〃
			藤原恵子	〃	〃